ASBJ

第 547 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(2)-3

日付　2025 年 5 月 21 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	分類及び測定（貸付金代替性債券）の定めに関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、貸付金代替性債券に関する定義及び名称並びに分類及び測定に関する定めについて ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 544 回企業会計基準委員会等[1]において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）（以下合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正方針についてお示しし、概ね異論は聞かれなかった。

3. 本資料では、前項を踏まえ、貸付金代替性債券に関する金融商品会計基準等の改正についての事務局の分析及び提案をお示しする。なお、貸付金代替性債券に関する開示の定めについては、今後、検討を行うこととする。

III. ASBJ 事務局による分析

貸付金代替性債券に関する金融商品会計基準等の改正方針

4. 第 544 回企業会計基準委員会等において、貸付金代替性債券について以下の対応を

[1] 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

行うことを事務局より提案した。

(1) 現行の金融商品会計基準等では定めがないため、金融商品会計基準において、貸付金代替性債券の定義及び貸借対照表価額に関する定めを新設し、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。その際、貸付金代替性債券の名称、その他有価証券から除いて新たな分類を設けるかどうか等についてもあわせて検討を行う。

5. 前項を踏まえて、貸付金代替性債券に関する現行の日本基準の定めの修正について、次の項目ごとに分析する。

(1) 定義及び名称

(2) 分類及び測定

定義及び名称

（これまでの審議の内容）

6. 第 531 回企業会計基準委員会等[2]及び第 534 回企業会計基準委員会等[3]において、貸付金代替性債券の取引の内容及びその定義に関して、次の事務局による分析及び提案をお示しした。

(1) 貸付金代替性債券は、貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有するものであることから、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる。また、通常、市場で売却することは想定されておらず、銀行等金融機関と取引先との関係性から満期まで保有することを前提に債券を引き受けていると考えられる。この場合、元本及び約定利息といった契約上のキャッシュ・フローの回収を目的に保有しているものと考えられる。

(2) 貸付金代替性債券に該当する債券には、銀行等金融機関が総額引受人として引き受けて保有する債券が含まれると考えられる。

(3) 原則ベースで定義する方向性で検討を進め、例えば、「私募債として発行され、実質的に貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有する債券」と定

[2] 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）及び第 223 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 8 日開催）を合わせて「第 531 回企業会計基準委員会等」という。

[3] 第 534 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 8 日開催）及び第 226 回金融商品専門委員会（2024 年 9 月 30 日開催）を合わせて「第 534 回企業会計基準委員会等」という。

義した上で、例示として「銀行等金融機関が総額引受人として引き受けて保有する債券」を挙げることをスタートラインとして検討を進める。

7. 前項の事務局による分析及び提案に関して、第 531 回企業会計基準委員会等及び第 534 回企業会計基準委員会等において次の意見が聞かれた。

(1) 貸付金代替性債券の定義については、原則ベースのアプローチを志向し、検討を進めるのが望ましい。

(2) 貸付金代替性債券の定義に関する事務局提案では、例えば SPC が発行するアセットバックの債券が入るなど、意図しない債券が含まれる可能性を懸念しているため、貸付金代替性債券をより精緻に定義する必要があると考える。

8. また、第 544 回企業会計基準委員会等において、貸付金代替性債券に関する金融商品会計基準等の改正方針について事務局の分析をお示しした際に、貸付金代替性債券の取引内容に関して次の意見が聞かれた。

(1) 貸付金代替性債券についての改正方針に同意するものの、貸付金代替性債券の定義については、早めに方向性を決められると他の検討が進みやすくなると考える。この点、貸付金代替性債券が私募債のみを想定しているのであれば、この点を明記した方が理解しやすいと考える。

（分析）

9. 本資料第 6 項に記載のとおり、これまでの審議において、貸付金代替性債券の定義について原則ベースで定義する方向性で検討を進めることを事務局から提案した。この提案を支持する意見が聞かれているほか、本資料第 7 項(2)のとおり、意図しない債券を含めないように定義する必要があるとの意見が聞かれている。また、前項の通り、貸付金代替性債券が私募債のみを想定しているのであれば、この点を明記した方が理解しやすいとの意見が聞かれている。

10. ここで、これらの聞かれた意見を踏まえ、貸付金代替性債券に関する取引について分析した上で、定義と名称を検討する。

11. まず、本プロジェクトにおいて予想信用損失モデルの対象とする貸付金代替性債券は、本資料第 6 項に記載のとおり、私募債として発行され、実質的に貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する債券を想定している。特に、銀行が総額引受人となる場合には、経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられる。

12. ここで、私募債の引受けに際しては、銀行が単独で総額を引き受けるケースのほか、

シンジケート団が引き受けるケースがある。このようにシンジケート団が引き受けるケースについても経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられるため、当該ケースについても含まれるべきと考えられる。ただし、当該ケースまで定義に織り込むと、複雑な定義となる可能性があると考えられる。

13. 上述の分析及び本資料第 7 項(2)並びに第 8 項で聞かれている意見を踏まえ、原則ベースではなく狭く定義を設けるとして、「銀行が総額引受人として引き受けて保有する私募債」と定義することが考えられる。シンジケート団が引き受けるケースについては、複雑な定義になることを避けるために、そのようなケースについても該当する旨を結論の背景に記載することが考えられる。この場合、その内容をより明確に示すために、「貸付金代替性債券」という名称は用いず、「総額引受私募債」とすることが考えられる。この分析を踏まえ、本資料では、次項以降において「貸付金代替性債券」に代えて、原則として「総額引受私募債」を用いる。

総額引受私募債の分類及び測定

（これまでの審議の内容）

14. 第 493 回企業会計基準委員会等において、本プロジェクトにおける分類及び測定の定めの見直しについて次の事務局提案を行い、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 今後の審議においては、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うとする案 2[4]をベースとして検討を進めることとしてはどうか。

15. 前項を踏まえ、第 531 回企業会計基準委員会等において、総額引受私募債の分類及び測定について事務局より次の提案を行った。

(1) 総額引受私募債の分類及び測定については、ステップ 3 及びステップ 4 のいずれにおいても、貸付金と同様の会計処理となるように、時価をもって貸借対照表価額とせず、その他有価証券の範囲から外して、満期目的保有の債券と同じ測定とする。

---

[4] 案 2「金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う。」

16. これに対して、第 543 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 18 日開催）において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて審議を行った際、総額引受私募債の区分について次の意見が聞かれた。

(1) 総額引受私募債をその他有価証券から償却原価によって測定する区分に変更する場合、分類及び測定の着手に関する方向性に係る議論を本プロジェクトから切り離す点と不整合が生じると考えられるため、現行の保有目的区分に基づく分類を継続し、本プロジェクトにおいては予想信用損失モデルの適用対象のみを決定するという進め方もあると考える。この点、他の様々な要因と関連するため、本委員会及び金融商品専門委員会において議論して頂きたい。

（分析）

17. これまでの審議において事務局からは、その他有価証券の範囲から外して、満期目的保有の債券と同じ測定とすることを提案している。この事務局提案に対して、前項の聞かれた意見は、総額引受私募債という区分を新設することなく、現在、その他有価証券に分類されている総額引受私募債についてはその他有価証券に含めたまま、予想信用損失の対象とするという考え方も検討すべきであるという意見と考えられる。

18. 本論点に関して分析を行う前提として、現行基準において総額引受私募債がどのように分類されているか整理を行う。

現行基準における総額引受私募債の取扱い

19. 現行の日本基準では、満期保有目的の債券は、信用リスクが高くない債券が対象となるとされている。これは、別紙のとおり、「債券を満期まで保有するためには、償還日において額面金額による償還が確実に実行されることがあらかじめ見込めることが必要ですので、実務上、満期保有目的の債券に分類することができる債券は、信用リスクが高くない債券が対象となるものと考えられ」ることが理由として挙げられている（金融商品会計 Q&A Q22）。

20. さらに、金融商品会計 Q&A Q22 は、「当該信用リスクの程度の判定を行うためには、各企業が、原則として、信用格付業者による格付に基づいて『信用リスクが高くない』水準を決定し、これを満期保有目的の債券としての適格要件に関する合理的な判断基準として設定する必要があります。」とした上で、「企業が、格付を取得していない私募債を引き受ける場合等も想定されることから、上記の方法と同等程度の客観的な信頼性を確保し得る方法、例えば、発行者の財政状態及び経営成績等に基づいた合理的な判断基準を設定する方法によることも認められると考えられます。」

としている。

21. この Q&A を踏まえて、各企業においては「信用リスクが高くない」水準を決定し、満期保有目的の債券としての適格要件を定めた上で、その適格要件に基づいて私募債を満期保有目的の債券に分類するかどうかを判断するものと考えられる。このため、私募債の相手先の信用リスクの状況及び企業の判断によって、私募債が満期保有目的の債券に分類されるケースとその他有価証券に区分されるケースの両方があると考えられる。

22. ここで、経済的な実質を踏まえて総額引受私募債について貸付金と整合的な会計処理を検討する観点からは、現行基準において総額引受私募債が満期保有目的の債券に分類されている場合には追加的な検討事項はないと考えられる。一方、現行基準において総額引受私募債がその他有価証券に分類されている場合については検討が必要と考えられるため、次項以降において対応案をお示しする。

対応案の検討

23. 本資料第 16 項の意見及び前項を踏まえ、次項以降において、現行基準においてその他有価証券に分類されている総額引受私募債について、その他有価証券から外して新たな分類を設ける方法（以下「案 1」という。）とその他有価証券に分類したままとする方法（以下「案 2」という。）について、それぞれ検討を行う。

案 1

24. 案 1 は、第 531 回企業会計基準委員会等において事務局より提案した方法であり、現行基準においてその他有価証券に分類されている総額引受私募債について、その他有価証券の範囲から外して新たな区分を設け、貸付金や満期保有目的の債券と同様に、償却原価で測定した上で予想信用損失モデルを適用する方法である。この場合、時価評価は行わないことになる。

25. 案 1 においては、総額引受私募債という新たな区分を設けることから、現行の保有目的区分に基づく区分と整合しないという批判が考えられる。しかしながら、経済的な実質がほぼ同一である貸付金と同じ会計処理を行うための見直しにより有用性が高まると考えられるため、現行の保有目的区分に基づく区分に対する例外は許容されると考えられる。

案 2

26. 案 2 は、現行基準においてその他有価証券に分類されている総額引受私募債について、その他有価証券に分類したまま、予想信用損失モデルを適用する方法である。

この方法による具体的な会計処理は以下の通りになると考えられる。

(1) 総額引受私募債について、当期純利益の計算上、まず償却原価法を適用する。

(2) 予想信用損失モデルを適用し、総額引受私募債にかかる予想信用損失を算定する（金融資産の減損に関する新たに開発する適用指針の予想信用損失算定に関する定め）。

(3) 償却原価から予想信用損失を控除した帳簿価額と期末時価との差額を評価差額として処理する。なお、評価差額については、原則として全部純資産直入法を適用し、継続適用を条件として部分純資産直入法を適用することができる（金融商品実務指針第 73 項及び第 74 項）。

27. この方法によると、当期純利益の観点からは、償却原価と予想信用損失の算定については満期保有目的の債券と同様の会計処理となり、それに加えて、貸借対照表の観点からは、時価をもって貸借対照表価額となり、純資産の部に時価評価差額の計上が行われることとなる。

28. 案 2 は、現行の保有目的区分に基づく区分を変更しないため、金融商品の区分の枠組みには影響を与えないと考えられる。また、分類及び測定の着手に関する全般的な方向性に係る議論を本プロジェクトから切り離す点と整合的であると考えられる。一方、その他有価証券について、予想信用損失モデルと時価の下落による減損モデルが併存することになるため、その他有価証券に関する定めや開示が複雑になる可能性があると考えられる。

案 1 と案 2 の比較

29. 案 1 と案 2 を比較した場合、当期純利益の観点では同一であるが、貸借対照表の観点では時価評価を行うかどうかが大きく異なると考えられる。ここで、総額引受私募債について時価評価を行うことの有用性とコストについて検討を行う。

30. まず時価評価の有用性に関して、総額引受私募債は、譲渡可能性のある有価証券であるものの、譲渡制限が設けられることにより譲渡は一般的には容易ではないことから、銀行は私募債を満期まで保有する前提で引き受けて保有するものと考えられる。このような状況においては、将来キャッシュ・フローの見通しに関する情報を提供する観点から、時価評価が有用とは必ずしも言えないと考えられる。

31. 次にコストの観点からは、現在、その他有価証券に分類されている総額引受私募債については時価評価を行っているが、この点、第 544 回企業会計基準委員会等において時価評価を行う会計処理に関する事務負担についての意見が聞かれている。

32. 本資料第 30 項及び前項の分析から、総額引受私募債について時価評価を行うことについて必ずしも有用とは言えないところで、時価評価の会計処理に関する事務負担を踏まえると、予想信用損失モデルの導入を契機として、時価評価を行わないこととすることが考えられる。

33. 以上の有用性とコストに関する分析から案 1 を採用し、総額引受私募債に関する新たな区分を設け、測定については償却原価で測定した上で予想信用損失モデルを適用するように定めることが考えられる。

34. この場合、現行基準において満期保有目的の債券に分類されている総額引受私募債については、満期保有目的の債券と総額引受私募債のいずれにも該当することになると考えられる。どちらを優先するかについてはいずれの考え方もあるが、満期保有目的の債券に分類するためには要件に該当しているかどうかに関する判定が必要であることに対し、総額引受私募債への分類については形式により容易に判定できると考えられることから、総額引受私募債に優先して分類するように定めることが考えられる。

総額引受私募債の保有区分の変更及び償還期限前の売却

35. 仮に案 1 に基づいて総額引受私募債の区分を設けた場合、満期保有目的の債券についての保有区分の変更及び償還期限前の売却に関する定め[5]と同様の定めを総額引受私募債に対して設けるかどうかが論点となる。

36. 保有区分の変更及び償還期限前の売却に関する定めが設けられていることについて、金融商品実務指針においては、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することを挙げている（金融商品実務指針第 281 項）。これは、満期保有目的の債券が時価会計の例外として取得原価をもって貸借対照表価額とされており、例外として取り扱うために満期保有目的の債券に分類する要件を厳格に定めていることが背景にあると考えられる。

　特に、満期保有目的の債券に分類する要件の 1 つとして「満期まで所有する意図をもって保有する」（金融商品会計基準第 16 項）が挙げられており、この点について、金融商品実務指針第 69 項は「企業が償還期限まで所有するという積極的な

[5] 金融商品実務指針第 83 項「満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない。さらに、保有目的の変更を行った事業年度を含む 2 事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとする。」

意思とその能力に基づいて保有することをいう。」としている。このように保有目的という企業の主観に関連する要件が定められていることから、事後的に企業の主観が変わる等の可能性を想定して、保有区分の変更及び償還期限前の売却に関する定めが設けられていると考えられる。

37. ここで、総額引受私募債は、満期まで所有する積極的な意思という企業の主観に基づくのではなく、形式により判定できると考えられる。このため、金融商品実務指針が挙げている判断の恣意性に関する懸念はないと考えられる。

38. これらを踏まえ、総額引受私募債について、金融商品実務指針第 83 項の満期保有目的の債券に関する定めと同様の定めを設けないことが考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

39. 本資料第 4 項から第 38 項の分析を踏まえ、これまで貸付金代替性債券として審議してきた債券について、定義及び名称を次のとおりとすることが考えられるがどうか。

(1) 「銀行が総額引受人として引き受けて保有する私募債」と定義する。

(2) 名称は「総額引受私募債」とする。

(3) 結論の背景において、総額引受私募債は銀行が単独で総額引受を行うもののほか、シンジケート団が総額引受を行うものを含む旨を記載する。

40. また、分類及び測定について、次のとおりとすることが考えられるがどうか。

(1) その他有価証券から外して新たな区分を設ける。

(2) 測定については、時価評価は行わず、償却原価で測定した上で予想信用損失モデルを適用する。

(3) 金融商品実務指針第 83 項の満期保有目的の債券に関する定めと同様の定めを設けない。

ディスカッション・ポイント
本資料第 4 項から第 40 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上

別紙　満期保有目的の債券の要件に関連する会計基準等

金融商品会計 Q&A
満期保有目的の債券の適格要件 **Q22：満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるとされていますが、「信用リスクが高くない」とはどの程度までの信用リスクをいうのでしょうか。** A：債券を満期まで保有するためには、償還日において額面金額による償還が確実に実行されることがあらかじめ見込めることが必要ですので、実務上、満期保有目的の債券に分類することができる債券は、信用リスクが高くない債券が対象となるものと考えられます。したがって、債券を取得した時点において、当該債券の発行者が元本の償還及び利息の支払に関して支障を来すおそれがあると認められる状況にある場合には、当該債券は満期保有目的の債券としての適格要件を満たさないことになります。 　具体的に、当該信用リスクの程度の判定を行うためには、各企業が、原則として、信用格付業者による格付に基づいて「信用リスクが高くない」水準を決定し、これを満期保有目的の債券としての適格要件に関する合理的な判断基準として設定する必要があります。 　ただし、企業が、格付を取得していない私募債を引き受ける場合等も想定されることから、上記の方法と同等程度の客観的な信頼性を確保し得る方法、例えば、発行者の財政状態及び経営成績等に基づいた合理的な判断基準を設定する方法によることも認められると考えられます。 　なお、いずれの方法によるにしても継続適用する必要があり、また、判断基準はあらかじめ文書をもって設定することが適当と考えられます。

以　上